

徳島市監査委員告示第16号

平成29年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市教育委員会教育長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成30年5月2日

徳島市監査委員	稲	井	博
同	工	藤	誠
同	中	西	裕
同	梶	原	一
			哉

徳島市監査委員 殿

徳島市教育委員会
教育長 石井 博

平成29年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成30年3月30日報告分）に基づく措置状況

教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 収入事務 (1) 行政財産の目的外使用料について、徴収時期が適正でないものがあった。	(1) 今後は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正な徴収時期を設定し、事務処理を行います。
2 支出事務 (1) 物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。 (2) 物品購入、施設修繕において、契約書又は請書が作成されていないものがあった。	(1) 当該決裁書については、直ちに適正な購入契約締結権者の決裁を受けました。今後は、事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を行います。 (2) 当該契約については、直ちに請書を作成しました。今後は、徳島市契約規則に基づき、適正な事務処理を行います。
3 財産管理事務 (1) 行政財産の目的外使用許可において、使用料の算定が適正でないものがあった。	(1) 当該事案については、直ちに是正しました。今後は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正な事務処理を行います。
4 その他 (1) 管理職員特別勤務手当の支給額が適正でないものがあった。	(1) 当該事案については、直ちに是正しました。今後は、徳島市職員の給与に関する条例及び給料等の支給に関する規則に基づき、適正な事務処理を行います。